

## 東京都板橋区児童福祉審議会部会設置要綱

(令和4年3月28日区長決定)

(令和6年3月21日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区児童福祉審議会条例（令和4年板橋区条例第15号）第1条に規定する東京都板橋区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に同条例第7条の規定に基づき設置する部会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(常設の部会)

第2条 審議会に、部会として、里親部会、子どもの権利擁護部会、死亡・重大事例等検証部会及び保育部会を置く。

2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第29条に基づき、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 子どもの権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 令第32条第1項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。
- (2) 区の子どもの権利擁護事業において、解決が特に困難な事例について、諮問を受けて答申すること。
- (3) 法第33条の15第2項の規定による被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第33条の15第3項に規定するその報告に係る意見を述べること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第33条第1項及び第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (5) 措置等に対する子ども本人又は子どもに関わる関係機関等からの申立てについて

調査審議し、意見を述べること。

4 死亡・重大事例等検証部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童死亡事例、児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の重大事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき、死亡事故、児童虐待等の予防、早期発見等に資するための調査研究及び検証を行うものとする。
- (2) 区域内の保育施設等における児童の死亡事故及び重篤な傷病を負う事故について、事実関係の把握を行い、重大事故に遭った児童やその保護者の視点に立った発生原因の分析を行うとともに、再発防止のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

5 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (8) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等における運営状況等を調査及び検証すること。

6 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長又は部会長が必要と認める事項を調査審議

することができる。

(臨時の部会)

第3条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

(部会の会議の特例)

第4条 部会長は、部会を招集する時間的余裕がない場合その他部会を招集することが困難な場合であると認めるときは、持ち回り等(インターネットを介しての会議、書面会議を当然に含み、これに限られない。)により当該部会の開催に代えることができる。

(議事録)

第5条 部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録(以下「議事録」という。)を作成し、保存するものとする。

- (1) 部会の開催年月日
- (2) 出席した委員、臨時の委員等の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議の概要
- (5) 審議の結果

2 議事録は、非公開とする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長若しくは子ども家庭部長が別に定める。

付 則 (令和4年3月28日決定)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月21日決定)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。